

名古屋市告示第123号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月3日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

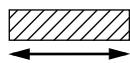
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	春日井長久手線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2082番の1地先から	前	0.319	10.20 ～ 12.80	第1図
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の3地先まで	後	0.319	12.00 ～ 27.00	
市道	B	大留三郷線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2081番の12地先から	前	0.124	3.00 ～ 6.00	
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の3地先まで	後	0.124	25.00 ～ 28.30	
市道	A	境松線第5号	名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1433番地先から	前	0.009	16.00 ～ 18.61	第2図
			名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1434番地先まで	後	0.009	16.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 第1附図

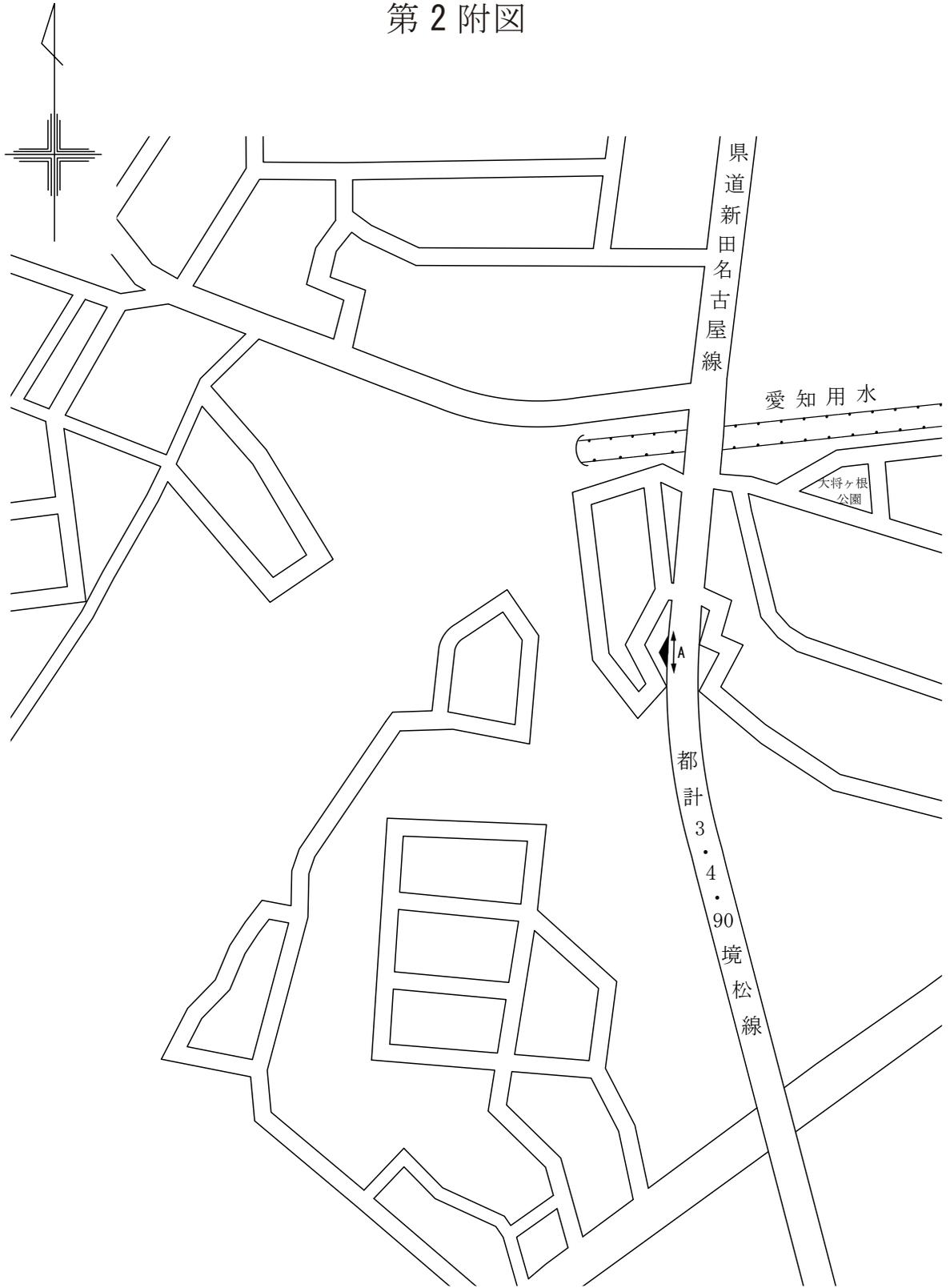


## 凡例



区域変更により道路の区域とする部分

# 第2 附図



## 凡 例

 区域変更により廃道する部分